

「NEDO 懸賞金活用型プログラム／
広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発」に関する周辺
動向調査及びマッチング並びにコンペティション開催支援」
に係る公募要領

2025 年 4 月 14 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部

【受付期間】

2025 年 4 月 14 日(月)～2025 年 5 月 19 日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.提出書類の提出(4)提出書類」）のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/a2lgo9pkn61z>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail 等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式ですが、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「NEDO 懸賞金活用型プログラム／広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発」に関する周辺動向調査及びマッチング並びにコンペティション開催支援」に係る公募について

(2025 年 4 月 14 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025 年度から 2027 年度まで「NEDO 懸賞金活用型プログラム／広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発」に関する周辺動向調査及びマッチング並びにコンペティション開催支援」を実施する予定です。本件への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 件名

「NEDO 懸賞金活用型プログラム／広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発」に関する周辺動向調査及びマッチング並びにコンペティション開催支援」

2. 事業概要

(1) 背景

「NEDO 懸賞金活用型プログラム／広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発（※）」においては、持続可能な海洋の観点から CO₂ 固定や新たな資源の獲得が期待されるブルーカーボン産業の創出に寄与する広範囲な水中を短時間で計測・観測する技術の開発が期待されています。しかし、海中はあらゆる物理現象の減衰が激しく単一技術はもとより、複数の既存技術を組み合わせてもなお困難であり、さらに個体有機物を非破壊で計測する必要があることも難易度を高め、課題となっています。

日本の状況として、イノベーションを創出しその恩恵を社会課題の解決によって国民や社会に還元していくために、先端技術が社会課題解決等に有効につながる研究開発事業を行うことが求められており、適切な方策を推進することも重要となっています。そのためには、従来のように研究開発を線形的・漸進的に進めるのではなく、多様な主体からの多様な知恵を集め、これらを融合・競争させる等のトライアルを促進し、研究開発成果を最大化する必要があります。

これらを踏まえて、本課題の解決に資する多様なシーズ・解決策を応募者の研究開発の成果として多く募るために、コンペティション形式による懸賞金型の研究開発方式である「NEDO 懸賞金活用型プログラム」を通じて実施することとします。

※課題名については、懸賞広告において変更する可能性があります。

(2) 目的

「広範囲な浅海における短時間計測・観測システムの開発」において、課題の解決に資する多様なシーズ・解決策を多く募ることを目的として、研究開発の目標、懸賞金額等を掲げて懸賞広告を行い、応募者による研究開発の成果をコンペティション形式で競わせ、目標水準以上の成果を上げた者のうち上位数者に対して懸賞金を交付します。また、懸賞広告に応募があった成果については、応募者の意向に配慮しつつ、該当技術分野に関係するステークホルダーをはじめ、社会に広く周知する機会を設けるとともに市場ニーズ、技術動向、特許動向等の情報提供を行います。それにより、コミュニティ形成や共同研究等につながり、民間投資の誘発や社会実装に向けた次ステップへの発展が期待されます。

(3) 事業内容

コンペティション等の知見・経験又は関連分野に関する実績を有する事業者への業務委託を通じて、懸賞広告やコンペティションの企画立案・運営、評価手法の検討（ルール・基準の明確化）、応募者のための研究開発環境整備、広報や周知活動・制度改善に資する調査や、懸賞広告応募者の共同研究等の実現に向けた支援等を行います。また、本プログラムの質の向上の観点から、応募者へのアンケート・ヒアリング等の実施・分析により、以後の制度運営に活かすための示唆をまとめます。

(4) 事業期間

2025 年度～2027 年度

(5) 事業規模

2025 年度～2027 年度

総額 3 億円以内

※ただし、上記総額は変動する可能性がある。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「NEDO 懸賞金活用型プログラム」基本計画」及び「2025 年度実施方針」に示された条件を全て満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 日本の法人格を有する民間企業、大学・公的研究機関等であること。
- (2) 独立行政法人又は公益法人が、民間企業、大学、公的研究機関等と連携体制を構築する場合、他者に比べて優位性を有すること。
- (3) コンペティションの企画運営又は関連分野に関する業務実績を有し、かつ、市場ニーズ、技術動向及び特許動向等の情報提供による支援ができる組織、人員等を有していること。
- (4) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (5) 委託業務管理上、NEDO が必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- (6) 複数の企業等が連名で応募する場合は、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2025 年 5 月 19 日（月）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 SNS

<https://www.NEDO.go.jp/NEDOmail/index.html>

- (2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/a2lgo9pkn61z>

- (3) 提出方法

「4. (2)提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑨を入力いただき、⑩⑪をアップロードしてください。⑩にアップロードするファイルは PDF 形式で 1 ファイルのみ、⑪でアップロードするファイルは提出書類毎（全て PDF 形式）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の

場合は、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ① 提案名(懸賞金課題名)
 - ② 提案方式(全体提案)
 - ③ 代表法人番号 (13 桁)
 - ④ 代表法人名称
 - ⑤ 代表法人連絡担当者氏名
 - ⑥ 代表法人連絡担当者職名
 - ⑦ 代表法人連絡担当者所属部署
 - ⑧ 代表法人連絡担当者所属住所
 - ⑨ 代表法人連絡担当者電話番号
 - ⑩ 代表法人連絡担当者 E-mail アドレス
 - ⑪ 調査・企画運營業務の概要 (1,000 文字以内)
 - ⑫ 提案の優位性を示すポイント
 - ⑬ 代表法人実施責任者
 - ⑭ 連名提案法人名・再委託先 (共同実施先) 法人名及び実施責任者名 (複数の場合は、列記) (※)
例：〇〇株式会社 課長 〇〇 〇〇、〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
 - ⑮ 利害関係者 (※)
 - ⑯ 連携体制 (担当実施項目番号と法人名を入力。)
例：実施項目①××会社、〇〇大学、実施項目②△△研究所
 - ⑰ 実施期間 (提案する実施期間を記載。)
 - ⑱ 提案額 (提案総額を入力。)
 - ⑲ 初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
 - ⑳ 提出書類 (提案書) (「4. (4)提出書類」のうち提案書を PDF 形式にしてアップロード)
 - ㉑ 提出書類 (その他) (「4. (4)提出書類」のうち提案書以外をアップロード)
- (4)の提出書類のうち提案書以外の別添 2、3、4、の PDF をひとつの zip に纏めてアップロード

※利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部有識者による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDO から①提案名、⑫提案の優位性を示すポイント、⑬代表法人実施責任者、⑭連名提案法人名及び実施責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。⑫提案の優位性を示すポイントは、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、実施責任者 (本提案における事業者の実施に関する代表者)

について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 課長 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

- 1) 提案書（表紙、本文）（詳細は別添 1）
- 2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について（詳細は別添 2）
- 3) 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応エビデンス（詳細は別添 3）
- 4) 研究経歴・業務経歴書の記入について（詳細は別紙 4）
- 5) 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- 6) 直近の事業報告書
- 7) 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）（直近 3 年分）
※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。
- 8) 株主（社員）資本等変動計算書
※会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- 9) （該当する場合のみ）NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- 10) （該当する場合のみ）当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- ① 企画運営等の目標が機構の意図と合致していること。
- ② 企画運営等の方法、内容等が優れていること。
- ③ 企画運営等の経済性が優れていること。
- ④ コンペティションの企画運営又は関連分野に関する実績等を有すること。
- ⑤ 当該企画運営等を行う体制が整っていること。
- ⑥ 経営基盤が確立していること。
- ⑦ 当該企画運営等に必要の人員等を有していること。
- ⑧ 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

(平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

⑩ 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

- ①委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 企画運営等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 2. 企画運営等の方法、内容等が優れていること。
 3. 企画運営等の経済性が優れていること。
- ②当該事業等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. コンペティションの企画運営又は関連分野に関する実績を有すること。
 2. 当該事業を行う体制が整っていること。

(再委託(共同実施) 予定先等を含む。なお、国際的な連携体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている) 場合はその妥当性が確認できること。)

3. 当該事業に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該事業に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名(再委託先(共同実施先) 含む)、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択結果の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(提案した再委託(共同実施) は認めない、他の機関との連名実施とすること、再委託実施(共同実施) としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等) を付す場合があります。

(4) スケジュール

2025 年 4 月 14 日： 公募開始

4 月 22 日： 公募説明会(オンライン)

5 月 19 日： 公募締切

5 月下旬(予定)： 採択審査委員会(外部有識者による審査)

6 月上旬(予定)： 契約・助成審査委員会

6 月上旬(予定)： 委託先決定

6 月中旬(予定)： 公表(ウェブサイト公表)(プレスリリース)

6 月中旬(予定)： 契約締結/交付決定

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約(<https://www.NEDO.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託（共同実施）

国立研究開発法人から民間企業への再委託（共同実施）（再委託先（共同実施先）へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 2 参照）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(4) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス(詳細は別添 3 参照)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託（共同実施）等は除く。）において、事業を遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとして不採択扱いとなります。）

(5) 研究経歴・業務経歴書の記入について（詳細は、別添 4 参照）

研究経歴・業務経歴書は、調査実施体制の審査のために利用されます（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。本提案事業に関係する全ての方の研究経歴・業務経歴書を提出してください。

(6) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、実施活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・終了時評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(7) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用

等指針」という。※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2) に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(8) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3) 及び「研

究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail : helpdesk-2@ml.NEDO.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(9) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(10) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、別添5参照）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係や契約に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。また、外部からの問い合わせ（国会対応や情報公開請求等）に応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があることも、併せて御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、研究開発等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第

1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(12) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

応募者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5 月 1 日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT 出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第 78 条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

<特許出願の非公開に関する制度>

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大き

い発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご注意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
 - ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
 - ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
 - ・特許出願を予定している技術情報（ただし明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）
- ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(13) EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力を同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(14) 懸賞広告応募申請者への影響について

委託を受けた事業者と利害関係にある者からの懸賞広告への応募申請は受け付けませんので、応募に当たっては、予め、その影響を考慮しておくこと。

8. 説明会の開催

下記のとおりオンラインにて説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先(TEL 番号、電子メールアドレス)を 2025 年 4 月 18 日(金)正午までに、下記 Web サイトより参加者登録をお願いします。

日時： 2025 年 4 月 22 日(火)13 時 15 分～14 時 00 分

場所：Web 会議(Web 会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付致します。)

参加登録 Web サイト <https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/7pxmippxjitz>

9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2025 年 4 月 14 日から 5 月 15 日の間に限り以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部 ムーンショットユニット

E-mail : moonshot-office*nedo.go.jp(「*」記号を「@」に置き換えて下さい。)

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7.NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.NEDO.go.jp/shortcut_jigyoku.html

11. 提案書記載事項の留意点

御提案が以下の「(1)提案方式の分類」でどのように分類されるか判断し、「(2)分類に従った提出書類の記載方法」に従って提案書を作成してください。

(1)提案方式の分類

提案方式は、以下のとおり分類されます。

a. 提案者数による分類

提案者数によって、単独提案又は共同提案のどちらかに分類します。

- ・単独提案とは、単独の者が提案することを指します。
- ・共同提案とは、複数の者が共同研究契約等を締結して連名で提案することを指します。

(2)分類に従った提出書類の記載方法

a. 提案方式の違いによる提案書の記載に関する注意事項

関連資料

基本計画

実施方針

公募仕様書

別添 1：提案書作成上の注意（表紙、本文）

別添 2：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 3：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添 4：研究経歴・業務経歴書の記入について

別添 5：契約に係る情報の公表について

調査委託契約標準契約書及び、調査委託契約約款